

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-4-1
処分の種類	認定こども園の認定及び認可の取消し			
根拠法令条例等・条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項及び第22条第1項			
処分の概要	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項</p> <p>1 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第1項又は第3項の条 例で定める要件を欠くに至ったと認めるとき。</p> <p>2 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者が第29条第1項の規定による 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>3 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者が第30条第1項又は第2項の 規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>4 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者が同条第5項第4号イからハ まで、ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>5 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者が不正の手段により同条第1 項又は第3項の認定を受けたとき。</p> <p>6 その他第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育 法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法(昭和50年法律 第61号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第1項 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基 づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第17条第 1項の認可を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			